

福山市介護サービス事業所・施設等食材料費支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰に伴い、食材料費が上昇し、負担が重くなっている介護サービス事業所・施設等（以下「高齢者福祉施設」という。）を支援するための給付金（以下「支援金」という。）を支給し、物価高騰等で事業運営に苦慮している高齢者福祉施設を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における高齢者福祉施設は、次に掲げる事業所・施設等とする。

区分	施設・サービス種別
施設系 サービス	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム
居住系等 サービス	短期入所生活介護事業所（※空床利用型は除く。）、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）

(支援金の支給対象)

第3条 支援金の支給対象は、次のすべての要件を満たしている高齢者福祉施設とする。

- (1) 当該施設が、福山市内に所在していること。
- (2) 2026年（令和8年）1月1日現在（支給基準日）、介護サービス等の提供を行っていること。

(支援金の支給額及び回数)

第4条 この支援金は、予算の範囲内において支給するものとし、その支給額は高齢者福祉施設の定員数に次の各号に掲げる単価等を乗じて算出した額とする。

- (1) 1食当たりの食材料費単価 25円
- (2) 1日当たりの食数 3食
- (3) 対象日数等 151日（5か月分）

- 2 同一の事業者が同一住所地において、複数の事業を実施している場合は、それぞれ別の事業所とみなす。
- 3 支援金の支給回数は、1高齢者福祉施設当たり1回とする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする高齢者福祉施設の施設長又は管理者（以下「申請者」という。）は、福山市介護サービス事業所等食材料費支援金支給申請書（以下「支給申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、福山市介護サービス事業所・施設等食材料費支援事業実施要綱（2025年（令和7年）7月1日施行）の支給決定者で、支援金を振り込んだ金融機関口座に変更がない申請者については、第3条各号を満たすものとみなし、前条に規定する額を支給する。ただし、第3条各号を満たしていない者については、この限りでない。
- 3 支援金の受給を辞退する者は、福山市介護サービス事業所等食材料費支援金受給辞退届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(支援金の決定及び支払方法)

第6条 市長は、前条第1項の規定による支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、支援金の支給額を決定する。

2 前項に規定する審査において不備があった場合は、申請者に対して差し戻す。

3 前条第2項及び第1項の規定による支援金の支給決定者に対し、予め支援金を支給する旨を通知する。

4 支援金の支払いは、申請者が希望する金融機関口座への振込により行う。

(支給の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により支援金の支給を受けたとき。

(2) その他市長が支援金を支給することが適當でないと認めたとき。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 支援金の支給を受けた高齢者福祉施設は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、指定された期限までに取り消された支援金を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第9条 支援金の支給を受けた高齢者福祉施設は、この支援金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を支援金の支給を受けた会計年度の終了後、5年間保存しておかなければならぬ。

(検査及び報告)

第10条 市長は、支援金の適正な支給のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

2 申請者は、前項に定める求めがあったときは、これに応じなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）1月1日から施行し、2025年度（令和7年度）限りの支給とする。